

宜野湾市監査委員告示第 4 号

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査の結果について、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成22年7月20日

宜野湾市監査委員
米 須 厚
大 城 政 利

1. 監査の期間

平成22年5月28日から7月16日まで

2. 監査の対象 水道局

総務部、業務課、施設課

3. 監査の範囲

平成21年度財務に関する事務の執行

- ・平成21年度の契約関係文書
- ・その他

4. 監査の結果について

今回の定期監査については、契約事務を重点に実施した。一連の事務については概ね適正に執行されているが、次のような不備があったので改善していただきたい。

共通事項

1. 検収調書の作成について

宜野湾市水道事業契約事務規程第35条により、「給付の完了が確認されたときは、検収調書を作成しなければならない」となっているが、次の契約については、検収調書が作成されていないので、検収調書を作成するべきである。

- (1) 水道局庁舎清掃業務委託契約
- (2) 水道局庁舎警備業務委託契約
- (3) 水道週間に伴う水道施設見学会のバス借上げ契約
- (4) 水道会計システム一式の賃貸借契約
- (5) 量水器検針業務委託契約
- (6) 水道料金等コンビニエンスストア収納事務委託契約
- (7) 水道メーター開閉栓等業務委託契約
- (8) 宜野湾市水道料金等収納及び受付事務委託契約
- (9) OCR機器の賃貸借・保守契約
- (10) ドライシーラー機器賃貸借・保守契約

2. 予定価格の設定に係る積算根拠について

次の契約については「債務負担行為設定額」や「当初予算要求書」のまま、あるいは積算根拠が示されないままに予定価格を設定している。予定価格の設定は、宜野湾市水道事業契約事務規程第6条第2項の規定によりその根拠を明確にするべきである。

- (1) 水道局庁舎清掃業務委託契約
- (2) 水道局庁舎警備業務委託契約
- (3) 量水器改造修理単価契約
- (4) 量水器の購入（平成21年6月8日契約）
- (5) 量水器の購入（平成22年2月24日契約）
- (6) 量水器検針業務委託契約
- (7) カラー複合機賃貸借契約

総務課

1. 業務完了報告書について

次の契約については、業務委託契約第8条第1項で、「乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して業務完了報告書及び仕様書に定める書類等を提出しなければならない。」と定められているが、当該業務完了報告書が提出されてなく契約の規定のとおり徴取するべきである。

- (1) 水道局庁舎空調機保守点検業務委託契約
- (2) 電話交換機等保守管理業務委託契約

2. 温水便座取り付け工事に係る契約について

本契約は、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号別表第一の二「財産の買入れ」を適用して随意契約により執行しているが、器具(温水便座)取り付けを含む修繕工事となっており同別表第一の六「前各項に掲げるもの以外のもの」を適用するべきである。

業務課

1. 水道料金等のコンビニエンスストア収納事務委託契約について

本契約については、宜野湾市水道事業契約規程第27条第2項第8号により契約保証金を免除されているが、契約書に同項のただし書きの文言を条件として明記するべきである。

2. 次の契約については、決裁年月日、完結年月日等の記入漏れがあるので、宜野湾市水道局文書取扱規程第21条に基づき、適切な事務処理をするべきである。

- (1) 量水器検針業務委託契約
- (2) 水道料金等コンビニエンスストア収納事務委託契約
- (3) 水道メーター開閉栓等業務委託契約
- (4) 宜野湾市水道料金等収納及び受付事務委託契約
- (5) OCR機器の賃貸借・保守契約
- (6) ハンディターミナルの保守業務委託契約
- (7) ドライシーラー機器賃貸借・保守契約
- (8) デイタッチャー保守業務委託契約

3. 水道料金等のコンビニエンスストア収納事務業務委託契約について

本件契約書に印紙の貼付もれがあり、印紙税法に基づき収入印紙を貼付するべきである。

施設課

1. 長田ポンプ場ポンプ設備保守点検業務について

本契約は、市水道事業契約事務規程第26条第3項の規定により契約書を省略しているのが、見積書の金額が契約金額となるが、請求書との金額と相違しているのは適切ではない。

2．給配水管維持管理請負契約について

- (1) 業者の見積添付書類に「宜野湾市水道局の単価表」が添付されているのは、不適切である。見積書はあくまでも業者自身の積算根拠として提出するべきである。
- (2) 現場代理人等通知書の添付書類に「2．指定建設業管理技術者資格証の写し」とあるがその写しが添付されていない。

3．指名競争入札参加者の指名について

次の契約については、宜野湾市水道事業契約事務規程第20条第2項の規定により、市指名競争入札参加者の指名等に関する審査委員会の審査に付さなければならないが、同審査委員会の審査を付さないまま指名競争入札を執行するのは適切ではない。

- (1) 平成21年度水質検査（毎月検査）業務委託契約
- (2) 平成21年度水質検査（毎日検査）業務委託契約